

理容師「名簿訂正・免許証書換え交付」申請の方法

「名簿訂正・書換え交付」は、**本籍の都道府県名や国籍、氏名等に変更がある方**が行う申請です。

発行までには約2～4週間を要しますので、余裕をもって申請してください。

1～5をよく読み **免許証書換え交付申請書(5ページ)** **1,000円分の収入印紙** **3,750円の受領証** **戸籍抄本**

旧免許証※をそろえて、簡易書留で郵送してください。免許証は、**6**により受取ってください。

※旧免許証を紛失した場合は、見つけ次第返納してください。(紛失した旨を記入する書類は特にありません。)

1 「名簿訂正・書換え」の申請書を作成する 5ページの申請書

この記入例にしたがって申請書を作成してください。太枠内は必ず記入が必要です。

① 1,000円分の収入印紙を貼る。(消印しないこと)※郵便局で購入できます。

⑤ 『変更前』欄には、旧免許証の「本籍」、「ふりがな」、「氏名」、「生年月日」、「性別」をすべて記入

(注1)あわせて、戸籍抄(謄)本に、変更前の氏名・本籍が記載されているか確認すること。(次ページ②参照)

(注2)住所のみの変更の場合は、この書換え申請は必要ありません。(登録事項は「本籍地」です。)

⑥ 『変更後』欄には、現在の「本籍」、「ふりがな」、「氏名」を記入

【重要】

(1)免許証に記載する氏名は、**筆書きの書体**を使用するため**戸籍の文字の形とは異なって表記される場合**がありますのでご了承ください。

(2)外字表記について
パソコン等で一般的に使用されているJIS規格等に含めない文字を希望する場合は、「該当する文字」を○で囲んでください。記入がない場合は、一般の漢字で表記しますのでご了承ください。

⑦ 書換え交付の理由の数字に○を記入
複数○可

⑧ 昼間連絡可能な電話番号を記入

⑨ 住所は、免許証のお届け先ですので、必ず受取ることができる住所を記入してください。

(注1) 免許登録時の住所と違ってかまいません。

(注2) 職場や帰省先の場合は、会社名や店名、〇〇様方を記入

②交付者、③登録番号、④登録日は、免許証を見ながら記入してください。ただし、**不明な場合(免許証を紛失している場合)は、空欄**でかまいません。

登録番号 ※			収入印紙 見本 1 1,000円	貼り付け欄 ないこと は使用できません	理
訂正書換え 交付年月日 ※					
※センター記入欄					
どちらかに○					
理容師名簿訂正・免許証(免許証明書)書換え交付申請書					
② 免許証を 交付した者	① 大臣 ② 神奈川県 知事	③ 登録 番号	第 1 2 3 4 5 6 7 号	④ 登録 年月日	昭和 11 年 11 月 11 日 平成 2 年
変更が生じた事項	変更前		変更後		
本籍 (外国籍の方は国籍)	⑤ 埼玉 都道府県		⑥ 東京 都道府県		
ふりがな	しんせい	はなこ	とうろく	はなこ	
氏名	申請 花子	登録 花子	⑥-(2)		
通称名 (備考6参照)			※外国籍の方		
生年月日	① 昭和 55 年 5 月 5 日 ② 平成				
性別	1 男 ② 女				
書換え交付の理由	⑦ ① 氏の変更 ② 本籍の変更 3 性別の変更 4 その他()				
連絡先電話番号	⑧ 090(0000)0000				
住所 (免許証のお届け先)	⑨ 郵便番号 000-0000 (アパート・マンション名、部屋番号、〇〇様方、店舗名まで記入すること) 東京 都道府県 〇〇区△△町0-0-0 ××理容室内				
※ (センター記入欄)					

(注) 誤記した場合、二重線を引いて訂正してください。訂正印は要りません。

※外国籍の方の氏名

外国籍の方で免許証に通称名の併記を希望する場合は、住民票に記載されている通称名を通称名欄に記入し、住民票を添付してください。

下記①②両方の確認ができるものが必要となります。

① 現在の戸籍

② 旧免許証交付時の戸籍

※旧免許証を紛失等で返納できない方

①【現在の戸籍】と②【旧免許証交付時の戸籍】は、戸籍抄本等で現在と変更前の内容の両方が確認できるものが必要となりますので、下記説明をよく読んでください。

※旧免許証を返納できる方はこちらをお読みください。

①は、個人事項証明(戸籍抄本)又は本籍が記載されている住民票を窓口で請求してください。

②は、返納された免許証で確認させていただきますので必要ありません。

戸籍抄本の交付申請をするとき、窓口で①②両方を請求してください。

必ず交付した時に、役所(場)で①～⑤を確認してください。

①【現在の戸籍の確認】

- ①現在の「本籍」の都道府県がありますか。
- ②現在の「氏名」がありますか。
- ③生年月日がありますか。

②【旧免許証の戸籍の確認】

- ④旧免許証に記載されている「本籍地」の都道府県の記載と一致していますか。
- ⑤旧免許証に記載されている「氏」又は「名」と一致していますか。

①と②が同じ役所でそろわない場合は、どこの役所(場)で請求すればいいのかが窓口でご相談ください。

※個人ごとに異なるので当センターではご案内できません※

(101) 個人事項証明	
① 本籍	東京都港区虎ノ門〇丁目△番×号
氏名	② 登録 一郎 戸籍の筆頭者
戸籍事項 戸籍編成	【編成日】平成〇年△月×日
戸籍に記載されている者	【名】花子 ② 【生年月日】昭和55年5月5日 ③ 【父】申請すすむ 【母】理美容子 注)父母の「氏」は、「変更前の氏」の確認にはなりません 【続柄】長女
身分事項 出生	【出生日】昭和55年5月5日 【出生地】〇〇 【届出日】〇〇 【届出人】〇〇 【婚姻日】平成△年×月〇日 【配偶者氏名】 ④ 【従前戸籍】埼玉県〇市△町×-× ⑤ 申請すすむ
これは、戸籍中の一部の者について記録されている事項の全部を証明した書面である。 平成×年〇月△日	
⑥	⑦ 港区長 湊雅夫 印 ⑧

(戸籍抄本の一例)

(現在の戸籍とひとつ前の戸籍が1枚に載っている場合)複数枚になることもあります。

⑥ 交付日は申請日の6か月以内のものですか。

⑦、⑧ 交付者(市区町村長)の氏名と公印がありますか。

(注1)書類が複数枚の場合、切り離さずそのまま全てを提出してください。切り離すと無効になります。

(注2)コピーは不可です。

戸籍抄本の用意が分からない方は、必要に応じて以下の内容を市区町村役所(場)職員の方にお見せしたうえで、請求の際にご利用ください。必要ない方は記入する必要はありません。

☞ご自身で記入

市区町村役所(役場)職員の方へ

理容師の免許証の氏名・本籍(都道府県)等の書換え手続きのため、右の①及び②の記載がある戸籍抄本(場合によっては除籍謄本、改製原戸籍)等の交付をお願いします。なお、転籍等により、貴役所(場)にての①及び②の戸籍抄本が揃わない場合は、ご請求者様に対し、その旨の説明及びどこの役所(場)で誰の戸主名で戸籍抄本等を請求すれば取得できるか等のご説明をしていただきますよう、お願いいたします。

	氏名	本籍 都道府県名
① 現在の戸籍		
② 旧免許証に記載されている戸籍		

3 郵便局で申請手数料3,750円を払込む

受領証(ご利用明細票)を**紛失しないよう**に注意してください!

振替口座 ~郵便局で払い込んでください~

《 振替口座番号等 》

口座記号・口座番号 00160-3 30976

加入者名 公益財団法人理容師美容師試験研修センター

郵便局に備え付けの「払込取扱票」により申請手数料3,750円を払込み、「振替払込請求書兼受領証」又は「ご利用明細票」の**原本**を申請書の「裏面」に貼る。

- (注1) 払込み手数料は申請者負担となります。
- (注2) 申請書の受付後は返金できません。
- (注3) **原本を紛失**すると、郵便局で再度受領証を発行してもらうことができませんので十分ご注意ください。

「申請書の
うら面」

貼り付ける
コピー不可

窓口払込みの場合

ATM払込みの場合

4 送付用の封筒を準備する

- ① 右の「送付先」を切り取り、封筒に貼ってください。封筒の大きさは、問いません。
申請書や旧免許証は、折りたたんでもかまいません。
- ② 封筒に、**申請者(差出人)**の「氏名」、「郵便番号」、「住所」を必ず記入してください。

送付先

〒135-8507
東京都江東区有明 3-7-26

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

理書

免許書換え 申請係

5 郵便局の窓口から必要書類を簡易書留で郵送する

(注) 免許証を受取るまでは、**簡易書留の問合せ番号**を保管しておいてください。

次のうち、ひとつでも不足している場合は、受付できません。郵送する前に必ず確認してください。

チェック欄	【封筒に入れるもの】	【主な注意事項】
重要	書換え交付申請書	戸籍抄本等の記載と合っていますか。
	1,000円分の「収入印紙」	申請書のおもて面に貼りましたか。
	3,750円の「手数料払込受領証」	申請書のうら面に貼りましたか。
	戸籍抄本又は住民票	本籍、氏名、生年月日の記載が現在戸籍と書換え前の戸籍にありますか。(2参照)
	旧免許証(持っている方)	折りたたんでかまいません。

6 申請後の『免許証の受取り』について

- ① 免許証は、申請書が当センターに到着してから約2週間で、簡易書留にて申請書に記入された免許証のお届け先住所宛に郵送します。
- (注1) 免許証の受取日の指定はできません。
- (注2) 免許証の発送日のお問い合わせはお受けいたしません。
- (注3) 申請書が当センターに到着しているか確認したい場合は、郵便局の窓口で受取った簡易書留の問合せ番号により、ご自身で郵便局にお問い合わせください。
(郵便局のホームページの追跡サービスもご利用いただけます。)
- (注4) 上記(注3)により申請書のセンターへの到着を確認後、免許証が1か月以上経過しても届かない場合は当センター宛ご連絡ください。(その際は簡易書留の問合せ番号もご用意ください。)

② 【郵便局で保管されている場合】

貴方が不在により、送付された免許証を受取ることができなかった場合は、

【郵便物等ご不在連絡票】を確認のうえ、郵便局での保管期限内に必ず受取ってください。

※不在の場合、【郵便物等ご不在連絡票】が届けられます。
(不在連絡票は地域によって形式は異なります。)



郵便物等ご不在連絡票のイメージ。宛先住所、郵便番号、電話番号、不在理由などが記載されています。中央には「見本」という大きな文字が重ねられています。

保管期限 ○月×日まで

☞【郵便物等ご不在連絡票】が届けられたら※

不在票には「郵便局での保管期限」が記入されています。
(通常、1週間以内)

保管期限内に、【不在連絡票】に書いてある連絡先へ連絡をしてください。その場合は、**無料**で受取ることができます。

③ 【郵便局での保管期限が過ぎた場合】送料は申請者負担【有料】となります。

免許証は当センターに戻されます。

貴方から、当センター宛に「免許証を受取ることができなかった」と連絡があった場合に限り、免許証を再送付します。

ただし、この場合の送料は、**貴方の負担**となりますのでご留意願います。

